# 令　和　６　年　度

# 第３回西条市地域公共交通活性化協議会

# （　書　面　開　催　）

# 資　　料

１　協議事項

（議題１）　令和６年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について

（議題２）　令和６年度西条市地域公共交通活性化協議会 収支補正予算書（案）について

（議題３）　令和６年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業(計画策定)）の事業評価について

※　参考資料

○　事業評価とは

○　地域公共交通調査等事業とは

○　西条市地域公共交通活性化協議会規約

（議題１）

**令和６年度地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の事業評価について**

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用した路線について、次年度又は将来の事業をより効果的・効率的に実施するため、事業の実施状況等を振り返り評価するもので、本協議会において一次評価（自己評価）を行う必要があることから、別添のとおり事業評価を行い、四国運輸局に提出を行う。※評価対象：令和６年度（令和５年１０月１日から令和６年９月３０日まで）運行分

○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）について

過疎地域や山村振興地域等の交通不便地域から市街地の主要な鉄道駅やバス停等に接続する路線バス等において、利便性の向上を目的とした路線の見直しをはじめ、国が定める要件を満たした路線等で、生活交通確保維持改善計画に位置付けられたものについて、国から運行費の一部に対して補助を受けられる制度。

○ 評価対象路線について

・瀬戸内運輸株式会社　西之川線（２系統）（平成２８年度より補助対象）

＜これまでの取り組み＞

平成２８年４月２０日　路線変更

・伊予西条駅を起終点とした市街地循環的役割を担う路線とした。

令和３年４月１日　運行回数変更

・6:54 西之川発西条駅前行の便を日祝運休から土日祝運休に変更した。

令和５年１０月１日　一部路線変更

・山間部から市街地へ向かう路線の始発点を変更し、路線の一部短縮を行った。

・西条地域よりそいタクシー（令和６年度より補助対象）

＜これまでの取り組み＞

令和５年１０月１日　本格運行開始

・１年間の実証運行を経て本格運行へ移行した。

○ これまでの補助実績

（単位：千円）

| 路　　線 | 令和元年度 | 令和２年度 | 令和３年度 | 令和４年度 | 令和５年度 | 令和６年度（予定額） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 保井野線 | 3,431 | 4,020 | 5,515 | 4,986 | 4,484 | |
| 西之川線 | 5,199 | 6,846 | 9,458 | 8,115 | 7,017 | 11,801 |
| 加　茂　線 | 2,531 | 4,107 | | | | |
| 合　　計 | 11,161 | 14,973 | 14,973 | 13,101 | 11,501 | 11,801 |

※ 市区町村毎の補助金交付額は、対象路線の補助対象経費の合計の１／２と、人口規模や各種計画策定状況に基づき算出された国庫補助上限額のいずれか少ない方の額で、西条市の場合は、後者にて算出している。

※ 加茂線は、令和２年９月３０日をもって廃止

※ 保井野線は、令和５年９月３０日をもって廃止

※ 令和６年度は民間事業者により運行している西之川線へ全額補助

（議題２）

## 令和６年度　西条市地域公共交通活性化協議会 収支補正予算書（案）について

歳入は、国からの補助金として、地域内フィーダー系統確保維持費 11,801,000円と地域公共交通計画策定事業費 1,000,000円を追加。歳出は、国からの補助金として収入のあった地域内フィーダー系統確保維持費 11,801,000円を西之川線を運行する瀬戸内運輸㈱へ事業費として支出する予算を補正予算として計上している。

なお、当初予算において、地域公共交通計画策定事業にかかる経費は西条市負担金で予算計上しているが、このうち 1,000,000円が国庫補助金として収入されるため、同額を西条市負担金から減額することとし、決算後にその他の不用額と合わせて市へ返還することとする。

また、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金については、今年度より協議会から一括して申請することなったため、協議会へ収入された後に瀬戸内運輸㈱に対し同額を支出する。

【歳入】　（単位：円）

| 款　項　目 | 当初予算額(A) | 補正予算額(B) | 補正後予算額(A+B) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1　負担金<br>1　負担金<br>1　負担金 | 16,014,000 | ▲ 1,000,000 | 15,014,000 | 地域公共交通計画策定事業費　1,000,000円を西条市負担金から減額 |
| 2　補助金<br>1　補助金<br>1　補助金 | 0 | 12,801,000 | 12,801,000 | 地域内フィーダー系統確保維持費<br>11,801,000円<br>地域公共交通計画策定事業費<br>1,000,000円 |
| 3　繰越金<br>1　繰越金<br>1　繰越金 | 0 | 0 | 0 | |
| 4　諸収入<br>1　諸収入<br>1　諸収入 | 0 | 0 | 0 | |
| 合　計 | 16,014,000 | 11,801,000 | 27,815,000 | |

【歳出】　（単位：円）

| 款　項　目 | 当初予算額(A) | 補正予算額(B) | 補正後予算額(A+B) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 1　運営費 | 1,566,000 | | 1,566,000 | |
| 1　会議費<br>1　会議費 | 830,000 | | 830,000 | |
| 2　事務費<br>1　事務費 | 736,000 | | 736,000 | |
| 2　事業費<br>1　事業費<br>1　事業費 | 14,448,000 | 11,801,000 | 26,249,000 | 西之川線運行費<br>11,801,000円 |
| 3　予備費<br>1　予備費<br>1　予備費 | 0 | | 0 | |
| 合　計 | 16,014,000 | 11,801,000 | 27,815,000 | |

※ 事業費内訳　（単位：円）

| 事業名 | 当初予算額(A) | 補正予算額(B) | 補正後予算額(A+B) | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| 西条市地域公共交通計画策定支援業務委託料 | 2,250,000 | | 2,250,000 | |
| 加茂地区デマンド型乗合タクシー運行費 | 1,776,000 | | 1,776,000 | |
| 丹原地域デマンド型乗合タクシー運行費 | 2,027,000 | | 2,027,000 | |
| 西条地域デマンド型乗合タクシー運行費 | 6,544,000 | | 6,544,000 | |
| 東予地域デマンド型乗合タクシー運行費 | 1,589,000 | | 1,589,000 | |
| 黒谷地区デマンド型乗合タクシー運行費 | 214,000 | | 214,000 | |
| 西之川線運行費 | | 11,801,000 | 11,801,000 | 追加 |
| 山間部交通不便地域移動助成事業費 | 48,000 | | 48,000 | |
| 合　計 | 14,448,000 | 11,801,000 | 26,249,000 | |

（議題３）

## 令和６年度地域公共交通確保維持改善事業（地域公共交通調査事業（計画策定））の事業評価について

現在、国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定））を活用して「西条市地域公共交通計画」を策定しているが、計画の策定に係る事業が適切に実施され、計画の策定につながるものとなっているか、調査結果を整理し評価するもので、本協議会において一次評価（自己評価）を行う必要があることから、別添のとおり事業評価を行い、四国運輸局に提出を行う。

○ 地域公共交通確保維持改善事業費補助金（地域公共交通調査事業（計画策定））について

地域公共交通計画等の策定に必要な経費（地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）の一部を国から補助を受けられる制度

○西条市地域公共交通活性化協議会への補助金額：1,000,000 円

# 4. 事業評価

国土交通省

## 事業評価とは

地域公共交通確保維持改善事業を活用した事業について、次年度ないし将来の事業をより効果的・効率的に実施するために、事業の実施状況等を振り返り評価するものです。

評価を行うことで、課題が発見され、次の事業年度で何を改善し、どうすれば効果的・効率的な事業実施となるかが明確になります！

## 事業評価の流れ

**【ＰＬＡＮ】目標設定（～６月末日）**

地域公共交通計画（本体及び別紙）において、地域が「目指すすがた」を実現するために実施する事業の目的を明確にし、それに合った目標を設定します。

**【ＤＯ】事業実施（１０月～９月）**

**【ＣＨＥＣＫ①】一次評価（～１月末日）**

協議会が自ら評価を実施し、事業実施状況の確認や改善点の把握を行います。

**【ＣＨＥＣＫ②】二次評価**

運輸局に設置された第三者評価委員会において、一次評価の結果に対し、客観性・妥当性の検証及び、今後に向けてのアドバイスを行います。

**【ＡＣＴＩＯＮ】次期計画への反映**

一次評価及び二次評価の結果を、次年度の計画や、今後の地域の取組へ反映させ、必要に応じて施策の見直しを行います。

# 4. 事業評価

国土交通省

## 事業評価（一次評価）の提出について

地域公共交通確保維持改善事業による支援を受けた事業につきましては、同事業実施要領８．およびガイダンス等に基づき、協議会で諮った上で自己評価（一次評価）を１月末日までに当局宛てに送付いただく必要がございます。
提出いただいた自己評価を基に、運輸局において第三者評価委員会に基づく二次評価を行います。

※フィーダーについては、補助金交付申請の有無にかかわらず、「計画認定を受けた」全ての協議会が評価対象になります。

※評価結果は補助金交付決定の可否に影響を与えません。

※車両補助を活用した場合は、フィーダーの評価の際にその内容も含めて評価して下さい。

【例外】利便増進計画に基づいて実施される事業については、地域公共交通計画及び利便増進計画に係る評価で代わりとすることができます。（※計画認定時に特例の適用を受けている必要がございます。）

## 提出書類

①事業評価.xlsx

②事業評価ポンチ絵.pptx

③添付書類

（例）
・地域の公共交通体系図（鉄道、民間路線バス、コミバス　等）
・補助対象事業の運行系統図・区域図
・補助対象事業の実績データ（利用者数、収支　等）
・その他参考となる資料（利用促進の取組等）

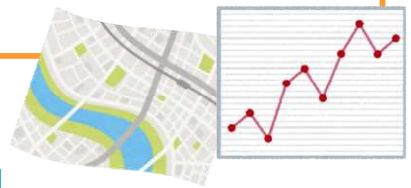

直近3カ年分の関東管内各協議会の事業評価を、下記リンク先「各事業評価の公表」にて掲載しておりますのでご参照下さい。
https://wwwtb.mlit.go.jp/kanto/koutuu_seisaku/kakuhoiji/business-evaluation.html

# 4. 事業評価

## 事業評価.xlsx様式の記載事項

評価は、判定結果のみをもって一喜一憂すべき性質のものではなく、その結果を次年度以降の事業にどのように反映させ、改善に取り組むべきかという検討を行うことこそが重要です！

**② 事業概要：**
系統名、区間等を記載する。車両減価償却費等国庫補助金等の車両補助を受けている場合においては、その旨を記載する。

**③ 前回の事業評価結果（又は類似事業）の反映状況：**
当該事業評価の評価対象期間において、前回の事業評価結果をどのように地域公共交通計画（別紙）に反映させた上で事業を実施したのかを記載する。

**④ 事業実施の適切性：**
地域公共交通計画（別紙）に基づく事業が適切に実施されたかを、A,B,C の３段階で評価する。計画どおり実施されなかった場合には、理由等を明らかにする。
A：事業が計画に位置づけられたとおり、適切に実施された
B：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されていない点があった
C：事業が計画に位置づけられたとおりに実施されなかった

**⑤ 目標・効果達成状況：**
計画に位置付けられた定量的な目標・効果が達成されたかを、設定した目標ごとにA,B,C の３段階で評価する。目標・効果が達成できなかった場合には、理由等を分析の上明らかにする。
A：事業が計画に位置付けられた目標を達成した
B：事業が計画に位置付けられた目標を達成できていない点があった
C：事業が計画に位置付けられた目標を達成できなかった

**⑥ 事業の今後の改善点（特記事項を含む）：**
事業を継続して実施する場合は、必要に応じて、上記の検証結果を踏まえて具体的な改善策を検討する。
「事業実施の適切性」や「目標・効果達成状況」において、「B」「C」となった項目を中心に、そのようになった要因を分析し、事業の今後の改善点及びより適切な目標を記載する。改善策は、事業者の取組だけでなく、地域の取組について広く検討する。特に、評価結果を計画にどのように反映させるか（方向性又は具体的な内容）を必ず記載すること。
また、「目標・効果達成状況」において評価の対象とならない事項を中心に、事業の実施に関して特記すべき事項がある場合には、その内容を簡潔に記載する。なお、当該年度で事業が終了（系統廃止等）した場合はその旨を記載する。

# 地域公共交通調査等事業（地域公共交通計画等の策定等への支援）

国土交通省

## 地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定への支援（地域公共交通計画策定事業、利便増進計画策定事業、運送継続計画策定事業）

○補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）

○補助対象経費：地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サー ビス継続実施計画の策定に必要な経費 （地域データの収集・分析の費用、住民・利用者アンケートの実施費用、専門家の招聘費用、協議会開催等の事務費、短期間の実証調査のための費用等）

○補助率：１／２（上限額500万円又は1,500万円（地域公共交通計画）、1,000万円（地域公共交通利便増進実施計画）、500万円（地域旅客運送サービス継続実施計画））

地域公共交通計画の記載事項（イメージ）

○計画の効果な活用のために必要な視点

- **①地域戦略との一体性の確保**（まちづくり、医療・福祉、観光等との連携）
- **②モード間連携や多様な輸送サービスの活用**
- **③地域の多様な関係者の協働**
- **④交通圏全体を見据えた広域的な連携**
- **⑤データによる状況把握、効果的な目標設定・検証を設定**

○定量的な目標値（公共交通の利用者数、収支率、公的負担等）、補助対象系統の位置づけ等を記載

## 地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の推進への支援（利便増進計画推進事業、運送継続計画推進事業）

○補助対象事業者：地域公共交通活性化再生法に基づく協議会（法定協議会）

○補助対象経費：国の認定を受けた地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画に基づく事業として実施する利用促進及び事業評価に要する経費（公共交通マップ・総合時刻表の作成、ワークショップの開催、モビリティマネジメントの実施、目標達成状況の把握・検証・評価のための費用等）

○補助率：１／２

○補助対象期間：５年間

### 支援の対象となる利用促進のイメージ

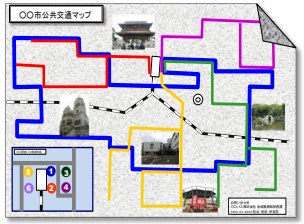

公共交通マップ・総合時刻表の作成

企画切符の発行

ワークショップの開催

モビリティマネジメントの実施

# 西条市地域公共交通活性化協議会規約

平成２６年　２月２４日
改正　平成２６年　４月３０日
改正　平成２６年　６月　５日
改正　平成２６年１２月　５日
改正　平成２７年　４月２８日
改正　令和　３年　５月　６日
改正　令和　５年　３月２８月
改正　令和　６年　３月２７日

（設置）
第１条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号。以下「法」という。）第６条第１項の規定に基づき西条市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。
（事務所の位置）
第２条　協議会の事務所は、西条市明屋敷１６４番地西条市役所内に置く。
（所掌事項）
第３条　協議会は、次に掲げる事項を所掌する。
(1)　地域公共交通計画（以下「公共交通計画」という。）の作成及び変更の協議に関すること。
(2)　公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
(3)　公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項
（組織）
第４条　協議会は、別表に掲げる委員（以下「委員」という。）をもって組織する。
２　協議会に次の役員を置く。
(1)　会長　　１人
(2)　副会長　１人
(3)　監事　　２人
３　会長又は副会長及び監事は、相互に兼ねることができない。
（委員の任期）
第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、委員が欠けたときの補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
２　委員は、再任されることができる。
（役員の選任及び職務）

第６条　会長は、西条市副市長をもって充てる。
２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。
３　副会長及び監事は、第４条第１項に規定する委員のうちから会長が指名する。
４　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
５　監事は、協議会の会計の監査を行い、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。
（会議）
第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。
２　協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
３　委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
４　会議の議事は、出席委員の３分の２以上の賛成をもって決するものとする。
５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。
６　協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
７　会長は、必要と認める場合は、全ての委員に対し、書面又はこれに代わる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）により、会議に付すべき事項を回議することをもって第１項の会議の開催に代えることができる。
（協議会の承認事項）
第８条　次に掲げる重要な事項は、協議会の承認を経なければならない。
(1)　協議会の予算及び決算に関すること。
(2)　規約の制定及び改廃に関すること。
(3)　第３条に規定する事項に関すること。
(4)　前３号に掲げるもののほか、重要と認められる事項
（幹事会）
第９条　協議会は、協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ幹事会を置くことができる。
（分科会）
第１０条　協議会は、第３条に規定する事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じ分科会を置くことができる。

（事務局）
第１１条　協議会の業務を処理するため、西条市公共交通担当課内に事務局を置く。
２　事務局長は、西条市公共交通担当課長をもって充て、事務局員は、同課の職員をもって充てる。
３　前２項に定めるもののほか、事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（会計年度）
第１２条　協議会の会計年度は、毎年４月１日に始まり、翌年３月３１日に終わるものとする。
（資金）
第１３条　協議会の運営に要する資金は、西条市の負担金、補助金その他の収入をもって充てる。
（予算）
第１４条　会長は、毎会計年度予算を調整し、協議会の承認を得なければならない。
（決算）
第１５条　会長は、毎会計年度終了後、遅滞なく、協議会の決算を調整し、監事の監査に付さなければならない。
２　会長は、第６条第５項の規定により当該監査の報告があったときは、当該監査に付した決算について協議会の承認を得なければならない。
（財務に関する事項）
第１６条　協議会の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。
（報酬及び費用弁償）
第１７条　協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、会長が別に定める。
（協議会が解散した場合の措置）
第１８条　協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを清算する。
（その他）
第１９条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附　則

（施行期日）
１　この規約は、平成２６年２月２４日から施行する。
（任期の特例）
２　協議会初年度の委員の任期は、第５条第１項の規定にかかわらず、平成２８年３月３１日までとする。

附　則

この規約は、平成２６年４月３０日から施行する。

附　則

この規約は、平成２６年６月５日から施行する。

附　則

この規約は、平成２６年１２月５日から施行する。

附　則

この規約は、平成２７年４月２８日から施行する。

附　則

この規約は、令和３年５月６日から施行する。

附　則

この規約は、令和５年３月２８日から施行する。

附　則

この規約は、令和６年３月２７日から施行する。

別表（第４条関係）

| 条　　項 | 委　　員 |
|---|---|
| 法第６条第２項第１号 | 西条市 |
| 法第６条第２項第２号 | 瀬戸内運輸株式会社 |
| | せとうち周桑バス株式会社 |
| | 一般社団法人愛媛県バス協会 |
| | 愛媛県ハイヤー・タクシー協会 |
| | 四国旅客鉄道株式会社 |
| | 国土交通省四国地方整備局松山河川国道事務所 |
| | 愛媛県東予地方局建設部 |
| 法第６条第２項第３号 | 西条警察署 |
| | 西条西警察署 |
| 法第６条第２項第４号 | 西条市連合自治会 |
| | 西条市老人クラブ連合会 |
| | 西条市連合婦人会 |
| | 社会福祉法人西条市社会福祉協議会 |
| | 一般社団法人西条市医師会 |
| | 西条商工会議所 |
| | 周桑商工会 |
| | 瀬戸内運輸労働組合 |
| | 一般社団法人西条市観光物産協会 |
| | 国土交通省四国運輸局愛媛運輸支局 |
| | 愛媛県東予地方局地域産業振興部 |